平成２４年（フ）第３８６号
埼玉県春日部市銚子口568番地２
債務者　神山　領司
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1458番地
債務者　関口　絹子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
新潟県柏崎市長峰町１番13―205号　シャデックス
債務者　海藤砂雄起
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
新潟県小千谷市千谷川２丁目５番32号　浦ノ山ブロック住宅９号、前住所新潟県小千谷市城内４丁目１番51号　水口アパート201号
債務者　若月　美雪
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
新潟県南魚沼市青木新田1032番地１
債務者　大塚　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１９３号
横浜市旭区今宿西町491番地９　シャルマンⅠ102号室
債務者　荒尾　康弘
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９４号
横浜市旭区今宿西町491番地９　シャルマンⅠ102号室
債務者　荒尾都津子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３９号
神奈川県大和市鶴間２丁目３番15号　フラッツ東湘305号
債務者　前田　香織
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７３号
横浜市瀬谷区三ツ境69番地16　三ツ境南住宅２棟305号
債務者　墨谷みね子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８２号
横浜市都筑区茅ケ崎東１丁目１番２―302号
債務者　森西惠美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０１号
横浜市青葉区荏田町1183番地１　ヒルサイド荏田103
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１１号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目９番６―302号
債務者　森田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２２号
横浜市磯子区森１丁目６―23―1105号　磯子駅前ビル、住民票上の住所横浜市磯子区森１丁目11番４―402号
債務者　柴田　尚子（旧姓美濃）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１５号
横浜市戸塚区矢部町769番地13　エクセル21―105号
債務者　松田　英美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３８号
神奈川県大和市南林間５丁目４番21号　早川荘203
債務者　佐藤　末子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４０号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2591番地　スカイプラザ湘南202号
債務者　坂井　民江
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部